

(ア) 通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備の推進

(イ) 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進及びこれらの必要性に関する広報啓発活動の実施

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要である。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消することが必要である。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、市町村、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進することが必要である。

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現については、憲章及び行動指針において、労使を始め国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていくことが必要とされている。

このため、地域の実情に応じ、自らの創意工夫のもとに、次のような施策を進めることが望ましい。この際、市町村、地域の企業、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、都道府県労働局、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めることが必要である。具体的には、都道府県労働局に設置されている「仕事と生活の調和推進会議」に積極的に参画する等により密接な連携を図ることが考えられる。

(ア) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地

イ 仕事と子育ての両立の推進

国、市町村、関係団体等と連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民等を対象としたセミナー、会議の開催等により、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関連法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進することが必要である。

(6) 子ども等の安全の確保

ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、市町村、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。

(ア) 交通安全教育の推進

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的

域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発

(イ) 次世代育成支援対策推進法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発

(ウ) 仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集提供等

(エ) 研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣

(オ) 認定マーク（くるみん）の周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することを促進

イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

市町村と連携を図りつつ、広域的な観点から保育サービスの充実等多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。

(6) 子ども等の安全の確保

ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、市町村、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。

(ア) 交通安全教育の推進

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的

かつ体系的に行うことが必要である。

また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を図るとともに、地域における交通事故を様々な角度から総合的・科学的に調査・分析し、事故の発生要因等に応じた効果的な事故防止対策を策定することが必要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。

かつ体系的に行うことが必要である。

また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を図るとともに、地域における交通事故を様々な角度から総合的・科学的に調査・分析し、事故の発生要因等に応じた効果的な事故防止対策を策定することが必要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの貸出制度等を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。

(ウ) 自転車の安全利用の推進

児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、現在、幼児2人同乗用自転車の開発に向けた取組が行われていることを踏まえ、少子化対策や子育て支援の観点から同自転車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や安全利用に係る情報提供等について検討する必要がある。

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。

(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進

(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施

(ウ) 学校付近や通学路等において PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進

(エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施

(オ) 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども一〇番の家」等の防犯ボランティア活動の支援

ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。

(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進

(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施

(ウ) 学校付近や通学路等において PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動等の安全対策を推進するとともに、学校と警察の橋渡し役としてのスクールサポーター制度導入を促進

(エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施

(オ) 子どもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等への支援

ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ア 児童虐待防止対策の充実

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠である。

児童虐待の防止は、その予防対策から虐待を受けた子どもの保護、そして、自立に至るまでの支援、更には親への指導等多様な機関が長期間にわたり支援していくことが必要である。このため、その中心である児童相談所が、重篤なケース等について支援の過程を管理することを含めて十分な関わりを持つようにするとともに、市町村における虐待防止ネットワークが有効に機能するための支援を行うなど、市町村との協力関係の確保に努めることが必要である。

また、専門性の向上を図るための研修等について、関係機関及び市町村との連携の下に推進することが必要である。

ア 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずる必要がある。また、特に児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である。

(ア) 児童相談所の体制の強化

児童虐待の防止は、その予防対策から虐待を受けた子どもの保護、そして、自立に至るまでの支援、更には親への指導等多様な機関が長期間にわたり支援していくことが必要である。このため、その中心である児童相談所が、一時保護所の機能も含め児童虐待に関するアセスメントを的確に実施する機能の充実を図るとともに、重篤なケース等について支援の過程を管理することを含めて十分な関わりを持つようにするための体制の強化を図ることが必要である。

(イ) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童相談所が児童虐待に十分に対応していくためには、児童相談所自体の体制を強化するのみならず、市町

村や関係機関との適切な役割分担及び連携を推進していくことが重要である。このため、住民に身近な市町村の体制を整備するため、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置促進や機能強化を図るための一環として、当該ネットワークの関係者に向けた専門性向上のための研修を実施する等の市町村の支援措置を講じるとともに、地域において専門的な知識及び技術を必要とする相談支援等を行い、保護指導者の委託先となる児童家庭支援センター等を積極的に活用していくことが必要である。

（ウ）児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

児童虐待による死亡事例等児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合、当該事例について地域特性を踏まえた検証作業を行い、その結果に基づき必要な措置を講じることにより、このような死亡事例等の再発を防止することが求められる。

イ 社会的養護体制の充実

社会的養護体制の質・量ともに充実を図るため、①現に児童養護施設等へ入所している又は里親等に委託されている要保護児童の人数、②児童相談所で受理した相談等のうち、現に児童養護施設等へ入所等をしていないが、入所等を必要とする可能性のある児童の人数、③一時保護所で長期に保護されている児童の人数、④児童相談所における相談対応件数の

推移、⑤要保護児童の保護等に関し、積極的に取り組んでい
ると考えられる他の都道府県の状況その他社会的養護を必要
とする児童の人数の伸び等を把握するために適当と考えられ
る指標を勘案して、平成二十九年度までの必要量を見込んだ
上で、後期行動計画期間の必要量を定める必要がある。

なお、一時保護所については、一時保護委託も含めて、社
会的養護体制の整備量に見合う定員及び個別対応できる居室
の確保等すべての児童が安心して生活できることのできる環
境整備等を勘案して計画を作成する必要がある。

社会的養護体制の整備に当たっては、上記の必要量を見込
むほか、以下の項目に記載するように、家庭的養護の一層の
推進を図るとともに、権利擁護の強化や人材育成等も含め、
ケアの質の確保を図るための体制確保について併せて進める
必要がある。

(ア) 家庭的養護の推進

里親制度を充実し、里親委託を推進するため、新規里
親の開拓、子どもを受託している里親に対する支援の充
実を図ることが必要である。また、里親委託率について
は、地域の実情に応じ、現在の委託率より一定以上委託
率が上がるよう、目標を設定する。

この際、児童相談所における支援の強化のみならず、
里親支援機関等の地域資源の活用を図りつつ、進めるこ
とが必要である。

さらに、小規模住居型児童養育事業について、地域における普及の状況を踏まえつつ、家庭的養護の一形態として促進を図る必要がある。

(イ) 施設機能の見直し

心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化とそこにおける家庭的な養護、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備を推進する必要がある。

(ウ) 家庭支援機能等の強化

家庭支援機能の強化を図るためには、アで示したように、児童相談所の体制強化を進めるとともに、市町村や児童家庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携を推進する必要がある。この際、特に、児童家庭支援センターについては、児童相談所と連携し、その委託を受けて保護者指導を行うことや、市町村等関係機関に専門的・技術的助言を行うこと等の積極的な役割を担うことが期待されることから、その活用を図ることが求められる。

また、母子生活支援施設については、その特性を活かし、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等と連携し、母親と子どもの関係性に着目した支援を推進することが求められる。

(エ) 自立支援策の強化

施設を退所した者等に対し、自立を促す自立援助ホームの設置を推進する。この際、自立援助ホームについては、施設を退所する者等の数や地域の実情等を勘案し、当該地域における必要量を見込む必要がある。

また、これらの者が気軽に相談できる拠点を用意するなど社会的養護の下で育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援体制の整備を推進する必要がある。

(オ) 人材確保のための仕組みの強化

社会的養護の質を確保するため、その担い手となる職員及びその専門性を確保するための研修体制の整備を進める必要がある。

この際、見込んだ必要量に見合った必要な人材育成を進めることができるよう体制を整備する必要がある。

(カ) 子どもの権利擁護の強化

子どもの権利擁護の強化を図るため、被措置児童等虐待に対する措置のほか、ケアの質の向上のための取組を進める必要がある。

このため、被措置児童等虐待に関する通告や子どもからの届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の適切な措置等に関し、ガイドラインを定め、都道府県においてあらかじめ対応について意識を共有するとともに、適切な対応を取ることができる体制を整備することが必要である。運用に当たっては、必要に応

イ 母子家庭等の自立支援の推進

母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定等により、母子家庭等就業・自立支援センター事業等の母子家庭等施策を総合的・計画的に進めるとともに、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市町村における母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供を行うなど、広域的な観点から市町村に対する支援を行うことが必要である。

また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めることも重要である。

ウ 障害児施策の充実

じてガイドラインの見直しや体制の見直しを適宜進める必要がある。

さらに、都道府県児童福祉審議会などの体制についても、実情に応じた適切な運用が図られるよう、体制を整える必要がある。

また、施設におけるケアの質の向上を進めるため、ケアの質に関しても監査できる体制を整備するとともに、施設における第三者評価の受審を推進することが必要である。

ウ 母子家庭等の自立支援の推進

母子及び寡婦福祉法等の規定を踏まえ、母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定等により、母子家庭等就業・自立支援事業や母子家庭自立支援給付金事業等の母子家庭等施策を総合的・計画的に進めるとともに、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市町村における母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供を行うなど、広域的な観点から市町村に対する支援を行うことが必要である。また、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めることが必要である。

さらに、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めることも重要である。

エ 障害児施策の充実

市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的・広域的な観点からの支援を行うとともに、育成医療の給付、障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供することが必要であるほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組を進めることが必要である。

また、盲学校、聾学校及び養護学校については、特殊教育教諭免許状保有率の向上を図る等専門性の向上に努めるとともに、在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、小学校、中学校等の教員の資質向上策への支援・協力、地域の保護者等への相談支援や小学校、中学校等における障害のある児童生徒等への教育的支援を行うことが必要である。

市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的・広域的な観点からの支援を行うとともに、自立支援医療（育成医療）の給付、障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供することが必要であるほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組を進めることが必要である。

発達障害については、社会的な理解が十分なされていないことから適切な情報の周知も必要である。発達障害者支援センターについては、関係機関や保護者に対する専門的情報の提供や支援手法の普及が必要になっていることから、職員の専門性を十分確保するとともに、専門的情報や支援手法の提供を推進することが必要である。

また、特別支援学校については、特別支援教育教諭免許状保有率の向上を図る等専門性の向上に努めるとともに、在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、小学校、中学校等の教員の資質向上策への支援・協力、地域の保護者等への相談支援や小学校、中学校等における障害のある児童生徒等への教育的支援を行うことが必要である。

現行	改正案
<p><u>五</u> 一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>1 一般事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点</p> <p><u>(1)</u> 労働者の仕事と子育ての両立の推進という視点 子育てをする労働者が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事と子育ての両立を図ることができるようにするという観点から、労働者のニーズを踏まえた次世代育成支援対策を実施することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。</p> <p><u>(2)</u> 企業全体で取り組むという視点 企業による次世代育成支援対策は、業務内容や業務体制の見直し等をも必要とするものであることから、企業全体での理解の下に取組を進めることが必要である。このため、経営者自らが、企業全体で次世代育成支援対策を積極的に実施するという基本的な考え方を明確にし、主導的に取り組んでいくことが必要である。</p>	<p><u>六</u> 一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>1 一般事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点</p> <p><u>(1)</u> 労働者の仕事と生活の調和の推進という視点 憲章においては、企業とそこで働く者は協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の改革に自主的に取り組むこととされている。また、行動指針においては、社会全体の目標として、週労働時間六十時間以上の雇用の割合、年次有給休暇取得率、男女の育児休業取得率及び第一子出産前後の女性の継続就業率等の数値目標が掲げられており、こうした目標を踏まえた取組が求められている。</p> <p><u>(2)</u> 労働者の仕事と子育ての両立の推進という視点 子育てをする労働者が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事子育ての両立を図ることができるようにするという観点から、労働者のニーズを踏まえた次世代育成支援対策を実施することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。</p> <p><u>(3)</u> 企業全体で取り組むという視点 企業による次世代育成支援対策は、業務内容や業務体制の見直し等をも必要とするものであることから、企業全体での理解の下に取組を進めることが必要である。このため、経営者自らが、企業全体で次世代育成支援対策を積極的に実施するという基本的な考え方を明確にし、主導的に取り組んでいくことが必要である。</p>

(3) 企業の実情を踏まえた取組の推進という視点

子育てを行う労働者の多少、企業の業種又は構成割合の高い労働者の職種、雇用形態等の違い等により、仕事と子育ての両立支援策への具体的なニーズは企業によって様々であることが想定されることから、関係法令を遵守した上で、企業がその実情を踏まえ、効果的な取組を自主的に決定し進めていくことにより、社会全体の取組を進めることが必要である。

(4) 取組の効果という視点

次世代育成支援対策を推進することは、将来的な労働力の再生産に寄与し、我が国の経済社会の持続的な発展や企業の競争力の向上に資するものであることを踏まえつつ、また、個々の企業にとっても、当該企業のイメージ・アップや優秀な人材の確保、定着等の具体的なメリットが期待できることを理解し、主体的に取り組むことが必要である。

(5) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公

更に、企業によっては全国に事業所が存在し、事業所における職種の違いや、その地域の実情により、仕事と子育ての両立支援策への具体的なニーズは様々であることが想定されることから、一般事業主行動計画を企業全体として策定した上で、必要に応じて事業所ごとの実情に応じた効果的な取組を自主的に進めることが期待される。

(4) 企業の実情を踏まえた取組の推進という視点

子育てを行う労働者の多少、企業の業種又は構成割合の高い労働者の職種、雇用形態等の違い等により、仕事と子育ての両立支援策への具体的なニーズは企業によって様々であることが想定されることから、関係法令を遵守した上で、企業がその実情を踏まえ、効果的な取組を自主的に決定し進めていくことにより、社会全体の取組を進めることが必要である。

(5) 取組の効果という視点

次世代育成支援対策を推進することは、将来的な労働力の再生産に寄与し、我が国の経済社会の持続的な発展や企業の競争力の向上に資するものであることを踏まえつつ、また、個々の企業にとっても、当該企業のイメージ・アップや優秀な人材の確保、定着等の具体的なメリットが期待できることを理解し、主体的に取り組むことが必要である。

(6) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公

共同体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくという視点が必要である。

(6) 地域における子育ての支援の視点

各企業に雇用される労働者は、同時に地域社会の構成員であり、その地域における子育て支援の取組に積極的に参加することが期待されていることや、地域において、子育てしやすい環境づくりを進める中で各企業にも期待されている役割を踏まえた取組を推進することが必要である。

2 一般事業主行動計画の計画期間

一般事業主行動計画は、経済社会環境の変化や労働者のニーズ等を踏まえて策定される必要があり、計画期間内において、一定の目標が達成されることが望ましい。したがって、計画期間については、各企業の実情に応じて、次世代育成支援対策を効果的かつ適切に実施することができる期間とすることが必要であり、平成十七年度から平成二十六年の十年間をおおむね二年間から五年間までの範囲に区切り、計画を策定することが望ましい。

3 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

一般事業主行動計画においては、各企業の実情を踏まえつつ、より一層労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備その他の次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標を定める必要がある。

目標については、育児休業の男女別取得率等の制度の利用状況に関

共同体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくという視点が必要である。

(7) 地域における子育ての支援の視点

各企業に雇用される労働者は、同時に地域社会の構成員であり、その地域における子育て支援の取組に積極的に参加することが期待されていることや、地域において、子育てしやすい環境づくりを進める中で各企業にも期待されている役割を踏まえた取組を推進することが必要である。

2 一般事業主行動計画の計画期間

一般事業主行動計画は、経済社会環境の変化や労働者のニーズ等を踏まえて策定される必要があり、計画期間内において、一定の目標が達成されることが望ましい。したがって、計画期間については、各業の実情に応じて、次世代育成支援対策を効果的かつ適切に実施することができる期間とすることが必要であり、平成十七年度から平成二十六年の十年間をおおむね二年間から五年間までの範囲に区切り、計画を策定することが望ましい。

3 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

一般事業主行動計画においては、各企業の実情を踏まえつつ、より一層労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備その他の次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標を定める必要がある。

目標については、育児休業の男女別取得率等の制度の利用状況に関

するもの、仕事と子育ての両立が図られるようにするための制度の導入に関するもの等の幅広い分野から企業の実情に応じた目標を設定すべきものであるが、可能な限り定量的な目標とする等、その達成状況を客観的に判断できるものとするのが望ましい。

また、各企業における労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための雇用環境の整備に関する取組の状況や課題を把握し、各企業の実情に応じ、必要な対策を実施していくことが重要であるが、この際、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が定めた「両立指標に関する指針」を活用することも効果的であるとともに、「両立指標に関する指針」による評価の結果を目標として定めることも考えられる。

4 その他基本的事項

(1) 推進体制の整備

一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を実効あるものとするため、まず、管理職や人事労務管理担当者に対し、その趣旨を徹底することが必要であるとともに、子育てを行う労働者を含めたすべての関係労働者の理解を得ながら取り組んでいくことが重要である。このため、各企業における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図ることが必要であり、その方策として次のような措置を講ずることが望ましい。

(ア) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、人事労務担当者、労働者の代表等を構成員とした一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施のための社内委員会の設置

するもの、仕事と子育ての両立が図られるようにするための制度の導入に関するもの等の幅広い分野から企業の実情に応じた目標を設定すべきものであるが、可能な限り定量的な目標とする等、その達成状況を客観的に判断できるものとするのが望ましい。

また、各企業における労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための雇用環境の整備に関する取組の状況や課題を把握し、各企業の実情に応じ、必要な対策を実施していくことが重要であるが、この際、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が定めた「両立指標に関する指針」を活用することも効果的であるとともに、「両立指標に関する指針」による評価の結果を目標として定めることも考えられる。

4 その他基本的事項

(1) 推進体制の整備

一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を実効あるものとするため、まず、管理職や人事労務管理担当者に対し、その趣旨を徹底することが必要であるとともに、子育てを行う労働者を含めたすべての関係労働者の理解を得ながら取り組んでいくことが重要である。このため、各企業における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図ることが必要であり、その方策として次のような措置を講ずることが望ましい。

(ア) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、人事労務担当者、労働者の代表等を構成員とした一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施のための社内委員会の設置

等

- (イ) 次世代育成支援対策に関する管理職や労働者に対する研修・講習、情報提供等の実施
- (ウ) 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置

(2) 労働者の意見の反映のための措置

仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備に対する労働者のニーズは様々であり、必要な雇用環境の整備を効果的に実施するためには、こうした労働者のニーズも踏まえることが重要である。このため、労働者や労働組合等に対するアンケート調査や意見聴取等の方法により、次世代育成支援対策に関する労働者の意見の反映について、企業の実情に応じて工夫することが必要である。

(3) 計画の周知

策定した一般事業主行動計画に定めた目標の達成に向けて、企業全体で取り組むため、計画を企業内に周知し、企業全体で取組を推進することが重要である。

等

- (イ) 次世代育成支援対策に関する管理職や労働者に対する研修・講習、情報提供等の実施
- (ウ) 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置

また、各企業が一般事業主行動計画を策定する際に、同一業種の企業及び事業主の団体等と連携することにより、より効果的な取組を進めることも考えられる。

(2) 労働者の意見の反映のための措置

仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備に対する労働者のニーズは様々であり、必要な雇用環境の整備を効果的に実施するためには、こうした労働者のニーズも踏まえることが重要である。このため、労働者や労働組合等に対するアンケート調査や意見聴取等の方法により、次世代育成支援対策に関する労働者の意見の反映について、企業の実情に応じて工夫することが必要である。

(3) 計画の公表及び周知

一般事業主行動計画の策定義務のある事業主は計画の公表及び労働者への周知が義務とされ、一般事業主行動計画の策定が努力義務とされている事業主は、計画の公表及び労働者への周知が努力義務とされたところである。

一般事業主行動計画の公表により、事業主が、他の企業にお

このため、策定した一般事業主行動計画については、啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、労働者に対して周知を行うことが期待される。特に、次世代育成支援対策を企業全体で推進するという意識を浸透させるため、経営者の主導の下、管理職や人事労務管理担当者に対する周知を徹底することが期待される。

なお、一般事業主行動計画に基づき次世代育成支援対策を実施する場合、労働者の労働時間その他の労働条件の変更を伴うなど一定の場合には、就業規則、労働協約等に明記することが必要で

ける取組事例を知ることができること、国民が事業主の次世代育成支援の取組について知ることができるようになり、また、就労希望者の企業選択に資すること、都道府県及び市町村が地域における次世代育成支援の取組を進める際に、地域の事業主の取組を知ることができ、円滑な連携を図ることが可能となることなどの効果が期待される。

このため、策定した一般事業主行動計画については、「両立支援のひろば」や自社のホームページなど適切な方法で公表するとともに、自社の様々な両立支援の取組やその実施状況をあわせて公表する等その公表方法を工夫することが期待される。

また、策定した一般事業主行動計画に定めた目標の達成に向けて、企業全体で取り組むため、計画を企業内に周知し、企業全体で取組を推進することが重要である。

このため、策定した一般事業主行動計画については、全ての労働者が知りうるように書面の交付や電子メールによる送付など適切な方法で周知するとともに、啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等をあわせて行うことが期待される。特に、次世代育成支援対策を企業全体で推進するという意識を浸透させるため、経営者の主導の下、管理職や人事労務管理担当者に対する周知を徹底することが期待される。

なお、一般事業主行動計画に基づき次世代育成支援対策を実施する場合、労働者の労働時間その他の労働条件の変更を伴うなど一定の場合には、就業規則、労働協約等に明記することが必要で